

【別紙様式】

清瀬市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	経済変動対策農業者支援事業		
総事業費 (千円)	21,708千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	21,708千円
事業概要	<p>①目的 コロナ禍における原油価格、物価高騰等の影響を受ける農業者に対して、その影響額に応じた給付金を支給する事業に必要な経費を補助金として交付することにより、地域農畜産業の維持、活性化に寄与する。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 補助金：1事業者×21,708千円=21,708千円 (内訳) ・給付金原資(1,000事業者分) 20,000千円 ・相談業務 1,400千円 ・事務費 244千円 ・振込手数料 64千円</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 清瀬商工会 1者 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 上記事業者は令和2年度に実施した「清瀬市中小企業等応援給付金事業」、令和3年度に実施した「清瀬市事業者支援給付金事業」「清瀬市事業継続支援金事業」において、申請から入金に至るまで適正かつ速やかに実施した実績がある。本事業においても、その際に構築された事務処理プロセスを活用し事務の効率化を図ることが期待できるため。</p> <p>④期待される効果 コロナ禍における原油価格、物価高騰等の影響を緩和するために市内農業者へ給付金を支給することで、事業継続の下支えとなる支援となり、市内の経済活性化を図ることが見込まれる。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応(経済対策)との関係	<p>コロナ禍における原油価格、物価高騰等の影響を受けている農業者支援のために、給付金を支給することで農業者の経済的負担を軽減し、市内農畜産業を支援する地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		